

国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第六十七条第一項第二号及び同令第六十八条第五項の規定に基づき、構造計算の基準を次のように定める。

平成十五年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

ボルト接合による場合の安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第六十七条第一項第二号に規定する構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第八十二条に規定する許容応力度等計算（令第八十二条の五を除く。）を行うこと。
- 二 前号の構造計算を行うに当たり、ボルト接合の構造方法の実況に応じて建築物に有害な損傷、変形及び耐力の低下その他の構造耐力上及び使用上の支障を生じないことを確かめること。

第二 令第六十八条第五項に規定する構造計算の基準は、次のとおりとする。ただし、ボルト孔への金具の

溶接、モルタル等の充填その他の措置を講じ、同条第四項の規定によるボルト接合と同等以上に接合部分の著しいずれ等の変形及び耐力の低下を防止した場合にあつては、この限りでない。

- 一 第一に規定する構造計算を行うこと。
- 二 前号の構造計算を行うに当たり、ボルト接合の構造方法の実況に応じて建築物に有害な損傷、変形及び耐力の低下その他の構造耐力上及び使用上の支障を生じないことを確かめること。